

さいたま市大規模小売店舗立地審議会規則（平成26年規則第94号）

（趣旨）

第1条 この規則は、さいたま市附属機関の設置等に関する条例（平成26年さいたま市条例第2号）第6条の規定に基づき、さいたま市大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第4条 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得たときは、公開しないことができる。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、経済局において処理する。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。